

議題 広島空港行き乗合タクシー，仁賀乗合タクシー及び小梨乗合タクシーの運行に係る使用車両の変更について

1 趣旨

乗合タクシー運行事業者において，特別大型車両1台の更新に伴い，仕様及び形状を変更する。なお，車両は，現在運行している広島空港行き乗合タクシー，仁賀乗合タクシー，小梨乗合タクシー及び通常のタクシー業務で併用し，運行内容及び使用車両の数に変更はない。また，従前車両と同様に移動円滑化基準の適用除外認定申請を行う。

2 変更内容

○車両の仕様及び形状

(新)

車名	トヨタ
型式	<u>KH-KZH120G改</u>
車台番号	<u>KZH1202001264</u>
乗車定員	10人

(旧)

車名	トヨタ
型式	<u>KD-KZH120G</u>
車台番号	<u>KZH1201003023</u>
乗車定員	10人

3 その他

○移動円滑化基準（バリアフリー化基準）とは

旅客施設・車両等，道路，路外駐車場，都市公園，建築物に対して定められた基準（車いすスペースの確保，低床車両，通路80cm，スロープ板など）

4 根拠規定

○一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について

（平成18年9月27日付，国自総台322号、国自旅第182号、国自技第149号、国自整第94号）（平成24年11月30日一部改正）1（2）①

○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第一条第十三項，第三十六条～第四十三条